省　令

○農林水産省令第四十三号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十六年七月八日

農林水産大臣　林　芳正

内水面漁業の振興に関する法律施行規則

内水面漁業の振興に関する法律第三十五条第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、別記様式による申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記

協議会設置申出書

年　月　日

都道府県知事　殿

漁業権者の住所
漁業権者の名称及び代表者の氏名　　印

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十五条第一項の規定により、下記のとおり協議会の設置を申し出ます。

記

1　共同漁業権の免許番号
2　共同漁業権に係る漁業種類及び漁業の名称
3　協議会の構成員に加えるべき者
4　協議内容

以　上

告　示

○金融庁告示第四十二号

貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

山根タレットプレボン株式会社の項を削る。

○総務省告示第二百三十八号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月八日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

一　有線テレビジョン放送事業者の指定の変更

指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
千歳市	第ＨＫ００３０－００２９号	平成二十五年七月十一日	北海道千歳市（東雲町１丁目から５丁目まで、朝日町１丁目から８丁目まで、清水町１丁目から６丁目まで、幸町１丁目から６丁目まで、本町１丁目から５丁目まで、末広１丁目から８丁目まで、青葉丘、青葉１丁目から６丁目まで、高台１丁目から４丁目まで、富丘１丁目から４丁目まで、錦町１丁目から６丁目まで、千代田町１丁目から６丁目まで、日の出１丁目から５丁目まで、花園１丁目から７丁目までの各全域、北栄１丁目から５丁目まで及び栄町１丁目から６丁目までの各一部並びに住吉１丁目から５丁目まで、緑町１丁目から５丁目まで、真々地１丁目から５丁目まで、梅ヶ丘２丁目から４丁目まで、稲穂、１丁目から４丁目まで、東郊１丁目から３丁目まで、大和１丁目から３丁目まで、桂木１丁目から６丁目まで、豊里１丁目から５丁目まで、新富１丁目から３丁目まで、北斗１丁目から２丁目まで及び流通１丁目の各全域に限る。）
公益財団法人京阪神ケーブルビジョン	第ＫＫ００４３－００３９号	平成二十五年九月三十日	京都府京都市中京区（聚楽廻西町、聚楽廻東町、聚楽廻中町、聚楽廻南町、聚楽廻松田町、聚楽廻修学院原町、聚楽廻鳥郡町、聚楽廻勧修寺泉町、聚楽廻両町、聚楽廻御春町、聚楽廻西ノ京平中町、聚楽廻西ノ京中ノ町、聚楽廻西ノ京京ノ下町、聚楽廻西ノ京日ノ出町、聚楽廻西ノ京円町、聚楽廻西ノ京上合町、聚楽廻西ノ京左馬寮町、聚楽廻西ノ京伯楽町、聚楽廻西ノ京門前町、聚楽廻西ノ京西両町、聚楽廻西ノ京南西ノ町、聚楽廻西ノ京南平ノ町、聚楽廻西ノ京北小路町、聚楽廻西ノ京北西ノ京町、聚楽廻西ノ京北西ノ京大神原町、聚楽廻西ノ京北西ノ京大井町、聚楽廻西ノ京北西ノ京大宮町、聚楽廻西ノ京北西ノ京大宮町、聚楽廻西ノ京北西ノ京大宮